

掲示期間 8.14 — 8.23

新潟市告示第506号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市東区プラザフリースペースの徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和7年8月14日

新潟市長 中原 八一

記

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 東区わいわい応援団

代表団体 株式会社ヴァーテックス

代表取締役社長 帆苅 学

構成団体 認定特定非営利活動法人はっぴいm a m a 応援団

代表理事 松山 由美子

所在地 新潟市江南区両川2丁目3927-15

2 徴収事務を行わせる歳入

新潟市東区プラザフリースペース使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年8月1日

4 徴収事務を委託した日

令和7年8月1日

5 徴収事務を行わせる期間

令和7年8月1日から令和10年7月31日まで